

(明治二十一年：一八八八)

町村分合請願書

群馬県南甘楽郡

檜原村
乙父村
乙母村
川和村
勝山村
新羽村
野栗沢村

右者本年県令第四拾六号ヲ以テ、町村

分合之御達ニ基キ、前書七ヶ村人民協

議之上合併シ、更ニ村名ヲ上野村ト改称

致度候間、各村人民惣代人一同連署ヲ以テ

此段奉願上候、御聞届被成下度候也

南甘楽郡檜原村人民惣代人

明治廿一年十月一日

田村 常吉印
相馬 恒作印

乙父村人民惣代人

中澤 律造印

乙母村人民惣代人

今井善四郎印

今井源十郎印

川和村人民惣代人

黒澤留五郎印

勝山村人民惣代人

黒澤 萬吉印

新羽村人民惣代人

浅香庄三郎印

印形失念ニ付代印

今井善四郎

野栗沢村人民惣代人

黒澤仲三郎印

群馬県南甘楽郡長 横山三郎殿

【55読み下し文】

町村分合（ぶんごう）請願書

群馬県南甘楽郡

檜原（ならはら）村
乙父（おつち）村
乙母（おとも）村
川和（かわわ）村
勝山（かつやま）村
新羽（にっぱ）村
野栗沢（のぐりさわ）村

右は本年県令第四拾六号を以（もつ）て、町村

分合の御達しに基き、前書七ヶ村人民協

議の上合併し、更に村名を上野村と改称

致し度（たく）候間、各村人民惣代人一同連署（れんしよ）を以て

此の段願い上げ奉（たてまつ）り候、御聞き届け成し下され度候也

南甘楽郡檜原村人民惣代人

明治廿一年十月一日 田村 常吉 印

相馬 恒作 印

乙父村人民惣代人

中澤 律造 印

乙母村人民惣代人

今井善四郎 印

今井源十郎 印

川和村人民惣代人

黒澤留五郎 印

勝山村人民惣代人

黒澤 萬吉 印

新羽村人民惣代人

浅香庄三郎 印

印形失念二付代印

今井善四郎

野栗澤村人民惣代人

黒澤仲三郎 印

群馬県南甘楽郡長 横山三郎殿

〈群馬県行政文書・明治二十一年「名称区域」

AO-181-AOM No.280〉